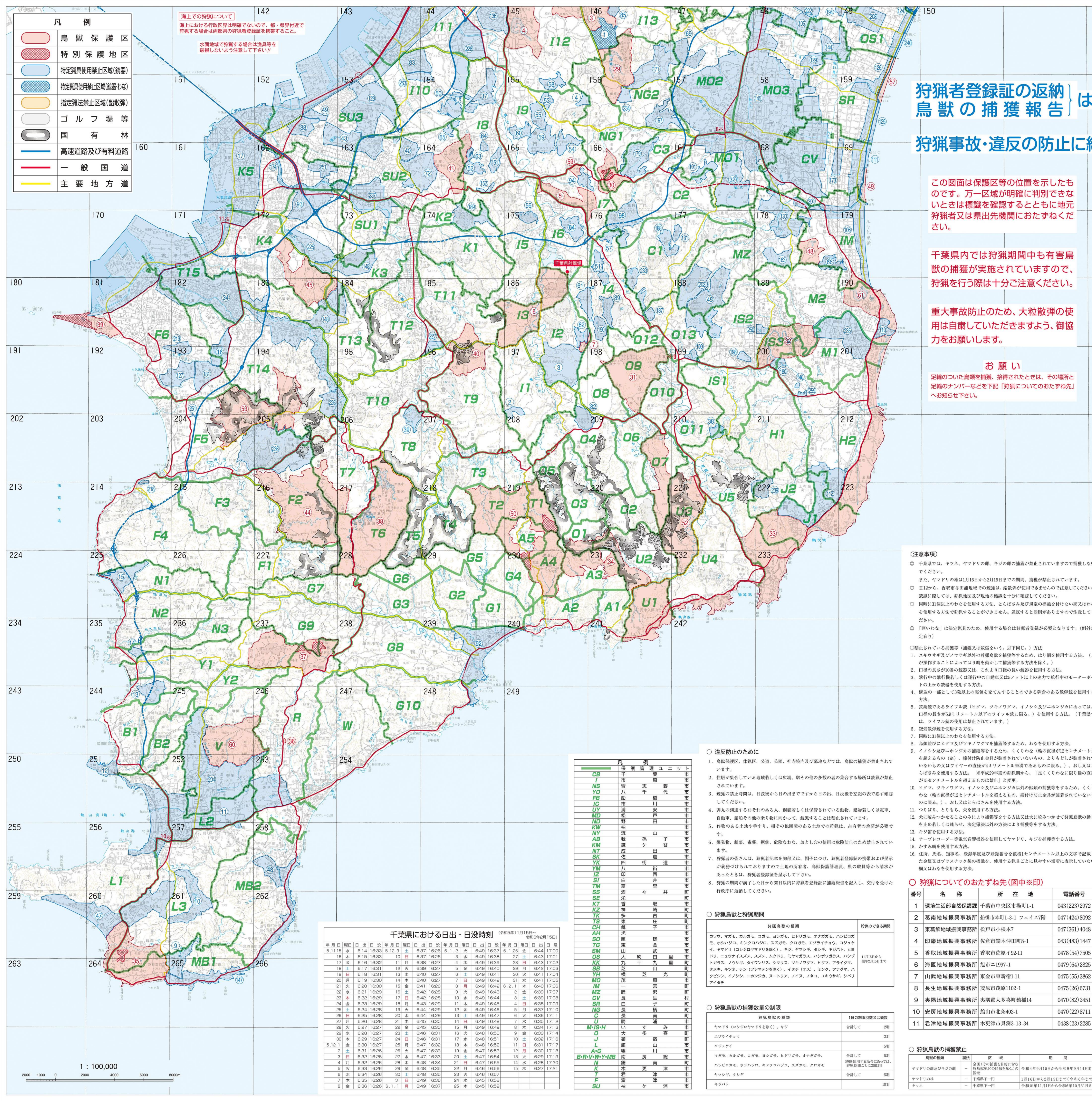


# 令和5年度 千葉県鳥獣保護区等位置図 (南部地区)



### 狩猟者登録証の返納 鳥獣の捕獲報告

### は3月15日まで

### 狩猟事故・違反の防止に細心の注意を!!

この図面は保護区等の位置を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに地元狩猟者又は県出先機関におたずねください。

千葉県内では狩猟期間中も有害鳥獣の捕獲が実施されていますので、狩猟を行う際は十分ご注意ください。

重大事故防止のため、大粒散弾の使用は自粛していただきますよう、御協力をお願いします。

お願い  
定標のついた鳥類を捕獲、拾得されたときは、その場所と定標のナンバールなどを下記「狩猟についてのおたずね」へお知らせください。

○ 千葉県では、キヌネ、ヤマドリ、キジの種の捕獲が禁止されていますのでご注意ください。また、ヤマドリは1月16日から3月15日までの期間、捕獲が禁止されています。

○ 保護区に際しては、有害鳥獣の捕獲を十分ご注意ください。

○ 狩猟に際しては、有害鳥獣の捕獲を十分ご注意ください。

○ 「間ひわ」は注意のため、使用する場合は狩猟者資格が必要となります。(例外規定あり)

○ 禁止されている捕獲等 (捕獲とは殺傷をい、以下同一。) 方法  
1. ニキウや半皮及びそのほかの種類の銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

2. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

3. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

4. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

5. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

6. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

7. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

8. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

9. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

10. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

11. 銃の口径が10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。 (人か動物の長さが10センチの銃又は、これより口径の大きい銃器を使用する。)

### 国指定鳥獣保護区 (1箇所)

番号	名称	所在地	面積(㎡)	種別	区域	備考
1	津島鳥獣保護区	津島町	41,400	鳥獣	北	

### 県指定鳥獣保護区 (59箇所)

番号	名称	所在地	面積(㎡)	種別	区域	備考
1	千葉県鳥獣保護区	千葉県	2,256	鳥獣	北	
2	田舎野鳥獣保護区	千葉県	6,900	鳥獣	北	
3	山崎鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	
4	南郷鳥獣保護区	千葉県	250	鳥獣	北	
5	高野鳥獣保護区	千葉県	1,600	鳥獣	北	
6	月出鳥獣保護区	千葉県	450	鳥獣	北	
7	伊豆野鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	
8	伊豆野鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	
9	伊豆野鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	
10	伊豆野鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	

### 特定猟具使用禁止区域 (銃器) (227箇所)

番号	名称	所在地	面積(㎡)	種別	区域	備考
1	千葉県鳥獣保護区	千葉県	2,256	鳥獣	北	
2	田舎野鳥獣保護区	千葉県	6,900	鳥獣	北	
3	山崎鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	
4	南郷鳥獣保護区	千葉県	250	鳥獣	北	
5	高野鳥獣保護区	千葉県	1,600	鳥獣	北	
6	月出鳥獣保護区	千葉県	450	鳥獣	北	
7	伊豆野鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	
8	伊豆野鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	
9	伊豆野鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	
10	伊豆野鳥獣保護区	千葉県	850	鳥獣	北	

### 指定猟法禁止区域 (鉛散弾) (1箇所)

番号	名称	所在地	面積(㎡)	種別	区域	備考
1	津島鳥獣保護区	津島町	41,400	鳥獣	北	